

令和7年度  
図書館等職員著作権実務講習会

著作権法各論 I  
(図書館資料の複製等)



# 『 講義に入る前に 』

## 【主な参照条文等】

### ● 著作権法

第31条第1項～第11項(図書館等における複製等)

### ● 著作権法施行令

第1条の3(図書館資料の複製が認められる図書館等)

第1条の4(著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある著作物)

第1条の5(著作物の全部の公衆送信が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある著作物)

第1条の6(図書館等に類する外国の施設)

第1条の7(自動公衆送信された著作物等を公に伝達する場合の表示の大きさ)

### ● 著作権法施行規則

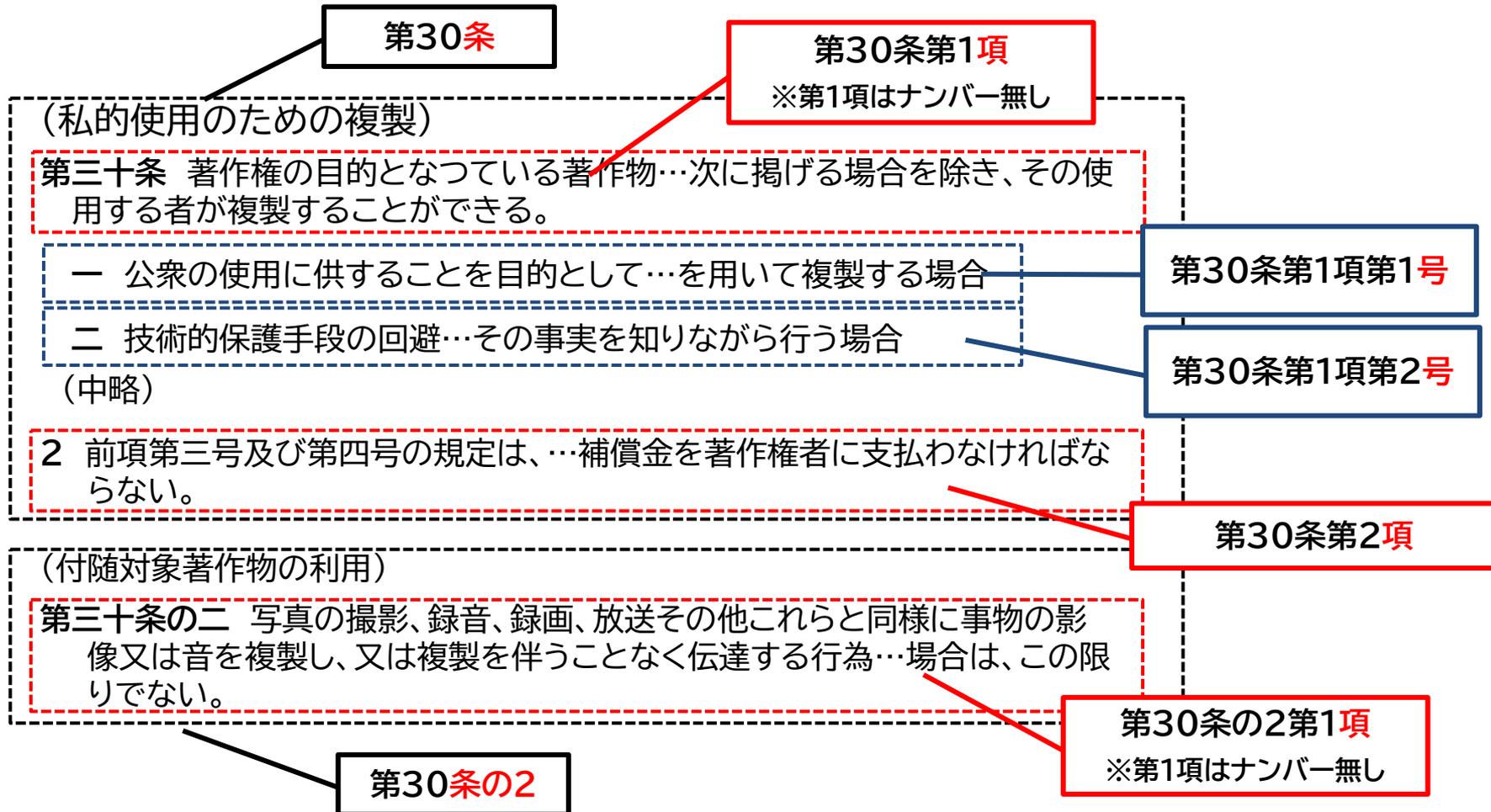
第1条の4(司書に相当する職員)

### ● 『図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン』(令和5年5月20日制定)

<https://www.sarlib.or.jp/wp-content/uploads/2023/05/31guidelines230530.pdf>

# 『 講義に入る前に 』

## 【条文の読み方】



※「号」の下は「イロハ…」「(1)(2)…」等がある

# 『 図書館等での著作物利用に関連する「著作権の制限」 』

利用行為		関係する著作権	関係する権利制限規定
複写サービス 公衆送信サービス等		複製権(21条) 公衆送信権等(23条)	図書館等における複製等(31条)
館内閲覧	書籍	—	—
	録音図書	口述権(24条)	営利を目的としない上演等(38条1項)
	音楽資料	演奏権(22条)	
	映像資料	上映権(22条の2)	
朗読会		口述権(24条)	営利を目的としない上演等(38条1項)
貸出	映像以外	貸与権(26条の3)	営利を目的としない上演等(38条4項)
	映像資料	頒布権(26条)	営利を目的としない上演等(38条5項)
点訳		複製権(21条)	視覚障害者等のための複製等(37条3項)
音訳		複製権(21条)	聴覚障害者等のための複製等(37条の2)
美術の著作物等の展示 展示に伴う複製等		展示権(25条) 複製権(21条)等	原作品の所有者による展示(45条) 展示に伴う複製等(47条)

# 『 著作権法第31条(図書館等における複製等) 』

条項	利用主体	利用行為
第31条第1項	国立国会図書館 その他の図書館等	図書館等における複製 ・複写サービス ・保存のため必要がある場合 ・絶版等資料の複製物の提供
第31条第2項～5項	特定図書館等	公衆送信サービス ※補償金の支払義務あり
第31条第6項	国立国会図書館	納本資料の電子化
第31条第7項	国立国会図書館	他の図書館等向けの絶版等資料の送信
第31条第8項～11項	国立国会図書館	個人向けの絶版等資料の送信サービス

# 講義内容

## 1. 図書館等における複製

(1)「図書館等」の要件

(2)複製できる3つの場面

## 2. 特定図書館等における公衆送信

(1)公衆送信サービス

(2)図書館等公衆送信補償金制度

## 3. 国立国会図書館に認められている行為

(1)納本資料の電子化

(2)他の図書館等向けの絶版等資料の送信

(3)個人向けの絶版等資料の送信サービス

# 講義内容

## 1. 図書館等における複製

(1)「図書館等」の要件

(2)複製できる3つの場面

## 2. 特定図書館等における公衆送信

(1)公衆送信サービス

(2)図書館等公衆送信補償金制度

## 3. 国立国会図書館に認められている行為

(1)納本資料の電子化

(2)他の図書館等向けの絶版等資料の送信

(3)個人向けの絶版等資料の送信サービス

# “ 図書館等における複製 ”

## 第31条の趣旨

図書館等の果たしている**公共的奉仕機能**に鑑み、権利者の保護を図る観点から**一定の要件**の下で、権利者の許諾なしに(=権利者の権利を制限)、図書館等が利用者の**調査研究目的**のために行う図書館資料の複製や、図書館資料の保存・活用のための複製等を行なえることとした。

### ★「図書館等」とは

#### ○著作権法(図書館等における複製等)

第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で**政令で定めるもの**(以下この条及び第百四条の十の四第三項において「**図書館等**」という。)においては、次に掲げる場合には、その**営利を目的としない事業**として、**図書館等の図書、記録その他の資料**(次項及び第六項において「**図書館資料**」という。)を用いて著作物を複製することができる。

(第一号～三号 省略 ⇒スライド14)

※ここでいう**政令**とは「著作権法施行令」を指します

「国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの」

⇒以降「**図書館等**」と表記

### 図書館資料の複製が認められる図書館等

#### ○著作権法施行令（図書館資料の複製が認められる図書館等）

第一条の三 法第三十一条第一項(法第八十六条第一項及び第一百零二条第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める図書館その他の施設は、次に掲げる施設で図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第四条第一項の司書又はこれに相当する職員として文部科学省令で定める職員(以下「司書等」という。)が置かれているものとする。

(第一～六号 省略 ⇒スライド10)

※ここでいう文部科学省令とは「著作権法施行規則」を指します

#### ㊦ 物的要件

国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令(著作権法施行令第1条の3第1項各号)で定める施設であること



#### ㊦ 人的要件

図書館法第四条第一項の司書または文部科学省令(著作権法施行規則第1条の4第1項各号)で定める司書相当の職員が置かれていること



### ア 物的要件（著作権法施行令第1条の3第1項各号に定める施設）

○著作権法施行令（図書館資料の複製が認められる図書館等）

第一条の三（中略）

- 一 図書館法第二条第一項の図書館
- 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条の大学又は高等専門学校(以下「大学等」という。)に設置された図書館及びこれに類する施設
- 三 大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館
- 四 図書、記録その他著作物の原作品又は複製物を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によつて設置されたもの
- 五 学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によつて設置されたもののうち、その保存する図書、記録その他の資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの
- 六 前各号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人(第二条から第三条までにおいて「一般社団法人等」という。)が設置する施設で前二号に掲げる施設と同種のもののうち、文化庁長官が指定するもの

1号:公共図書館(図書館法)

2号:大学又は高専の図書館(学校教育法)

3号:防衛大学校等の大学類似の教育機関の図書館(特別法)

4号:美術館、博物館等の資料を収集・整理・保存して一般公開している施設(法令設置)

5号:研究所等で保存する資料を一般公開している施設(法令設置)

6号:4号・5号同種の施設で文化庁長官が指定するもの

(参考) 文化庁HP「著作権法第31条の図書館資料の複製が認められる施設の指定について」

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/toshokanshiryo/>

### ① 人的要件(司書又は司書相当職員(文部科学省令で定められた職員))

#### ○著作権法施行規則(司書に相当する職員)

第一条の四 令第一条の三第一項の文部科学省令で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する者で本務として図書館の専門的事務又はこれに相当する事務(以下「図書館事務」という。)に従事するものとする。

- 一 図書館法(昭和三十五年法律第百十八号)第四条第二項の司書となる資格を有する者
- 二 図書館法第四条第三項の司書補となる資格を有する者で当該資格を得た後四年以上図書館事務に従事した経験を有するもの
- 三 人事院規則で定める採用試験のうち、主として図書館学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職を対象とするものに合格した者
- 四 大学又は高等専門学校を卒業した者(専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)で、一年以上図書館事務に従事した経験を有し、かつ、文化庁長官が定める著作権に関する講習を修了したもの
- 五 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第三学年を修了した者で、一年以上図書館事務に従事した経験を有し、かつ、文化庁長官が定める著作権に関する講習を修了したもの

1号:司書資格保有者

2号:司書補資格を取得したのち4年以上図書館事務に従事した者

3号:国家公務員採用試験における図書館学の区分等での合格者

4号:大学等を卒業した者で、1年以上図書館事務に従事した経験があり、かつ、文化庁主催講習会を修了した者

5号:高等学校・中等教育学校等を卒業した者等で、4年以上図書館事務に従事し、かつ、文化庁主催講習会を修了した者

## 考えてみましょう

Q1 県立図書館は対象となるか？

Q2 小中学校、高校の図書室は対象となるか？

Q3 県立・市立の美術館や博物館は対象となるか？

Q1 県立図書館は対象となるか？

【 】 ⇒1号 都道府県や市区町村が設置する公共図書館

Q2 小中学校、高校の図書室は対象となるか？

【 】 ⇒2号 大学や高専に設置する図書館ではない

Q3 県立・市立の美術館や博物館は対象となるか？

【 】 ⇒4号 **法律**(国立美術館、国立博物館)、**条例**(県や市の美術館・博物館)

○著作権法施行令(図書館資料の複製が認められる図書館等)

第一条の三(中略)

- 一 **図書館法第二条第一項の図書館**
- 二 **学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条の大学又は高等専門学校(以下「大学等」という。)に設置された図書館及びこれに類する施設**
- 三 大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館
- 四 **図書、記録その他著作物の原作品又は複製物を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によつて設置されたもの**
- 五 学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によつて設置されたもののうち、その保存する図書、記録その他の資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの
- 六 前各号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人(第二条から第三条までにおいて「一般社団法人等」という。)が設置する施設で前二号に掲げる施設と同種のもののうち、文化庁長官が指定するもの

## 著作権法に定められた図書館が著作権者の許諾なしで行える複製行為

### ○著作権法第三十一条第一項

第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この条及び第百四条の十の四第三項において「図書館等」という。)においては、**次に掲げる場合**には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(次項及び第六項において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。

- 一 **図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分**(国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物(次項及び次条第二項において「国等の周知目的資料」という。)その他の著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるもの) **の複製物を一人につき一部提供する場合**
- 二 **図書館資料の保存のため**必要がある場合
- 三 **他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料**(以下この条において「絶版等資料」という。)の複製物を提供する場合

- ① 複写サービス(調査研究目的での利用が前提)
- ② 保存のため必要がある場合
- ③ 他の図書館等の求めに応じて絶版等資料の複製物を提供する場合

### ① 複製サービス

#### 著作権法第31条第1項が定める要件

- ① 国立国会図書館又は政令で定める図書館その他の施設(=図書館等)であること
- ② 「営利」を目的としない事業として行われる複製であること
- ③ その図書館等が所蔵している資料を複製すること
- ④ 次のいずれかの場合であること

1号:利用者の求めに応じて、その調査研究の用に供するために、すでに公表されている著作物の一部分(国等の周知目的資料その他の著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものについては、全部でもよい)を一人につき一部提供する場合

2号:所蔵資料の保存のために必要がある場合

3号:他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な所蔵資料(絶版等資料)の複製物を提供する場合

### ① 複製サービス

#### 著作権法第31条第1項が定める要件

- ① 国立国会図書館又は政令で定める図書館その他の施設(=図書館等)であること
- ② 「営利」を目的としない事業として行われる複製であること
- ③ その図書館等が所蔵している資料を複製すること
- ④ 次のいずれかの場合であること

1号:利用者の求めに応じて、その調査研究の用に供するために、すでに公表されている著作物の一部分(国等の周知目的資料その他の著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものについては、全部でもよい)を一人につき一部提供する場合

2号:所蔵資料の保存のために必要がある場合

3号:他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な所蔵資料(絶版等資料)の複製物を提供する場合

## 考えてみましょう

- Q1 図書館の複写サービスで、コイン式複写機により利用者自身に複写させてもよいか？
- Q2 利用者からコピー代をもらってもよいか？
- Q3 利用者が持ち込んだ資料を複写することはできるか？
- Q4 図書館の複写サービスで複写できる資料は書籍だけ？
- Q5 複製とは、複写に限られるのか？
- Q6 相互貸借で他の図書館等から借りている資料を複写することはできるか？

Q1 図書館の複写サービスで、コイン式複写機により利用者自身に複写させてもよいか？

【 】 ① 国立国会図書館又は政令で定める図書館その他の施設(図書館等)であること

⇒原則は、複製機器が図書館の管理下のものであることと、複製する者が図書館職員であることだが、厳正な手続きを行えば許容されるとの見解が示されている。

### 『著作権審議会第4小委員会報告書』(昭和51年9月)

#### 2 図書館における複写複製

(中略)

##### ア 複製主体について

複製を行うことができる主体は図書館等であり、複製を行うに当たっては、当該図書館等の責任において、その管理下にある人的・物的手段を用いて行うことを要するものと解される。その運営が適正に行われるようにするため、著作権法施行規則第1条に定める有資格者(司書又はこれに相当する職員)が置かれていることが複製を行うことのできる条件とされており、従って、コイン式複写機器により複写請求者自身により複製させ(…)たりすることはこの規定の趣旨を逸脱するものと解される。

ただし、複写複製物の請求からその交付に至る間の手続を厳正なものとするのであれば、作業としての複製行為のみを複写請求者(…)に行わせることは許容されてよいと解する見解もあることを付記しておく。

### ◆裁判例:多摩市立図書館複製拒否事件(平成7年4月28日東京地裁判決)

(裁判所の判断)(法定複製権の有無について)

原告は、著作権法31条1号に基づく複製権の確認を請求しているが、同条項は、政令で定める図書館において、図書館の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分等所定のものの複製物を1人につき一部提供する場合に、図書館資料を用いて著作物を複製することができることを定めた規定であって、著作権者の専有する複製権の及ばない例外として、一定の要件のもとに図書館において一定の範囲での著作物を複製することができるとしたものであり、**図書館に対し、複製物提供業務を行うことを義務付けたり、蔵書の複製権を与えたものではない。**ましてや、この規定をもって、**図書館利用者に図書館の蔵書の複製権あるいは一部の複製をする権利を定めた規定と解することはできない。**

#### ・図書館等が複製を行う義務があるのか？

著作権の制限は、図書館等が権利者の了解なしに「できる」行為を定めたものであって、「複製しなければならない」といった図書館等の義務を定めたものではない。

#### ・図書館等の利用者は、複製する権利を有するのか？

複写機器の所有権の有無や実際に所属職員の手足によって複製する必要があるかどうかはともかくとして、複製事業の法律的・経済的主体は図書館等の施設であることを必要とすると考えられ、利用者には複製する権利は与えられていない。

## ★図書館等の複写サービスに関するガイドライン

- 『図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン』  
(平成18年1月1日)  
(<https://www.jla.or.jp/wp/wp-content/uploads/2025/06/taisyaku.pdf>)
- 『複製物の写り込みに関するガイドライン』  
(平成18年1月1日)  
(<https://www.jla.or.jp/wp/wp-content/uploads/2025/06/uturikomi.pdf>)  
(上記ガイドラインの補足資料)
  - ・ 「ガイドラインのQ&A(PDFファイル)」  
(<https://www.jla.or.jp/wp/wp-content/uploads/2025/06/qa.pdf>)
  - ・ 「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」について  
(<https://www.jla.or.jp/wp/wp-content/uploads/2025/06/sankou.pdf>)
- 『公立図書館における複写サービスガイドライン』  
(平成24年7月6日)  
(<https://www.library.metro.tokyo.lg.jp/pdf/zenkouto/pdf/hukusyasabisu.pdf>)

これらの記載を包含する形で、令和5年5月30日に、  
『図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン』を制定

<https://www.sarlib.or.jp/wp-content/uploads/2023/05/31guidelines230530.pdf>

### 『図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン』(令和5年5月30日制定、令和5年8月30日修正)

令和3年改正で追加された「特定図書館等における公衆送信サービス」の運用に関し、図書館関係者と著作権者・出版団体との協議(図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会)に基づき合意されたもの。図書館等における複写サービスに関する内容については実質的な変更はないが、これまでの合意事項が包含された内容となっている。

#### 第1 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、従前から行われていた図書館等における複写サービスに加えて、令和3年改正法によって追加された特定図書館等における公衆送信サービスに関する法令の解釈とその運用について定めるものです。

(中略)

なお、令和3年改正法は、従前から行われていた複写サービスに関する規定にも変更が及ぶものとなっています。このため、本ガイドラインは複写サービスもその対象としています。もっとも、複写サービスは多くの図書館において永年にわたり実務慣行が積み重ねられてきたものであることを鑑み、本ガイドラインは同サービスの実施について実質的な変更を行うものとはならず、「公立図書館における複写サービスガイドライン」「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」及び「写り込みに関するガイドライン」の記載を包含するものとしています。

(中略)

なお、本ガイドラインは、図書館関係者、著作権者団体、出版団体、有識者らが参加する協議会での意見交換、協議の中で、現時点で引き続き検討が必要な事項を含め共通認識が得られた部分を公表するためのものです。本ガイドラインの内容については、今後も適宜検討の場を設けて必要な見直しを行うことにしています。

図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会(令和5年5月30日制定)

<https://www.sarlib.or.jp/wp-content/uploads/2023/05/31guidelines230530.pdf>

Q2 利用者からコピー代をもらってもよいか？

- ②「営利」を目的としない事業として行われる複製であること  
⇒用紙代、人件費、機器の減価償却費、電気代などの実費であることが必要

Q3 利用者が持ち込んだ資料を複写することはできるか？

- 利用者が持ち込んだ資料       寄託資料

- ③ その図書館等が所蔵している資料を複製すること  
⇒複製施設において責任をもって保管している資料であることが必要

Q4 図書館の複写サービスで複写できる資料は書籍だけ？

- 書籍、雑誌、地図、図表、模型、写真、CD、ビデオ・DVD等、広い概念

Q5 複製とは、複写に限られるのか？

- 複写、写真撮影、録音、録画など、複製の手段に限定なし

Q6 相互貸借で他の図書館等から借りている資料を複写することはできるか？

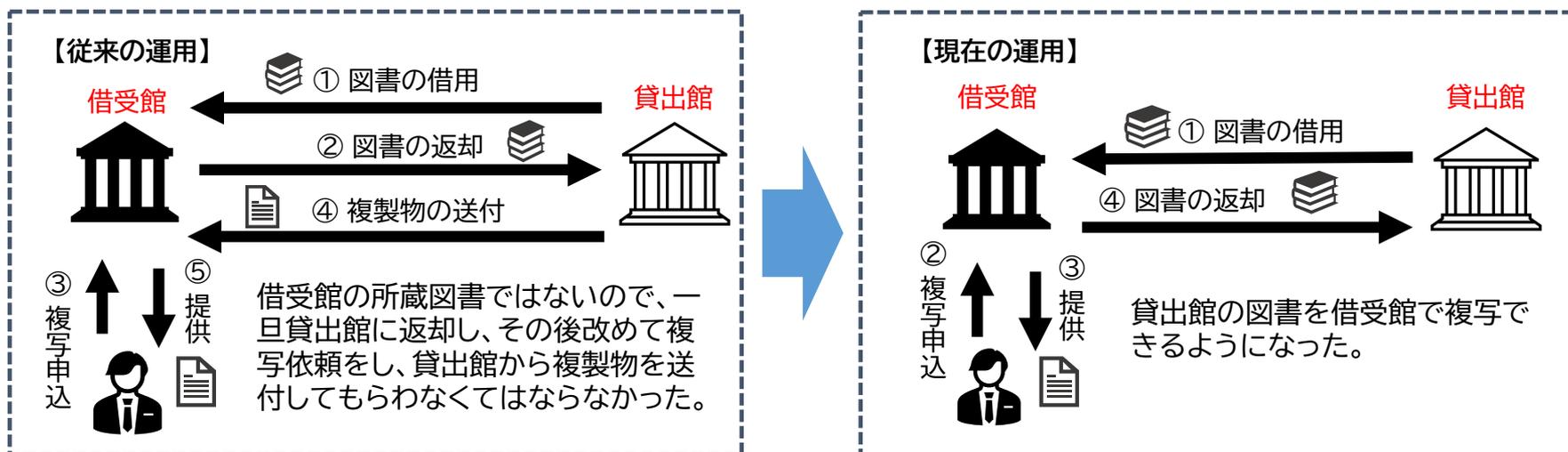
- 【 】 ③ その図書館等が所蔵している資料を複製すること  
 ⇒ 権利者団体との協議の結果、相互貸借の**図書**の複写提供は可能。

### 『図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン』

(趣旨)

2 (略)、著作者の権利に留意しつつ図書館利用者の便宜を図るために、「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」を構成する標記図書館団体(以下「図書館団体」)は、同協議会を構成する権利者団体(以下「権利者団体」)と協議を行った。その結果、権利者団体の理解の下にこのガイドラインを策定し、**当該の図書館団体を構成する各図書館は、借受館が当該図書の借用を申し込んだ利用者の求めに応じる場合に限り、他館から借り受けた図書についても、その複製物の提供を行うこととした。**

社団法人日本図書館協会、国公私立大学図書館協力委員会、全国公共図書館協議会(平成18年1月1日)  
 (全文)[www.jla.or.jp/portals/0/html/fukusya/taisaku.pdf](http://www.jla.or.jp/portals/0/html/fukusya/taisaku.pdf)



## 考えてみましょう

Q1 小学生の夏休みの自由研究にあたって資料の複写希望があったが、応じても良いか？

Q2 図書館の書庫で、ある有名作家の日記が発見されたが、これを利用者の求めに応じて、複写しても良いか？

Q3 図書館のコピーサービスは、著作物の一部分を複製できると聞いたが、「一部分」とはどの範囲か？雑誌等の定期刊行物の場合も同じか？

Q1 小学生の夏休みの自由研究にあたって資料の複写希望をされたが、応じても良いか？

④ **利用者の求めに応じて**、その**調査研究の用に供するため**に、すでに公表されている著作物の一部分を一人につき一部提供する場合

小中学生の宿題・自由研究  娯楽目的、観賞目的

あらかじめ図書館側で複製しておくことは？ ⇒「**利用者の求めに応じて**」複製

Q2 図書館の書庫で、ある有名作家の日記が発見されたが、これを利用者の求めに応じて、複写しても良いか？

★小説家の日記が「**公表された著作物**」であることが必要

**公衆の要求を満たす相当程度の部数の複製物の作成・頒布**が行われること等によって公衆に提示されていないと、「公表された著作物」とはいえない。

○ 著作権法第四条第一項(著作物の公表)より

・ 発行されること

・ 権利者、その許諾を得た者、出版権の設定を受けた者、その公衆送信許諾を得た者上演、演奏、上映、公衆送信、口述若しくは展示の方法で公衆に提示された場合

○ 著作権法第三条第一項(著作物の発行)より

・ 公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数

・ 複製権を有する者、その許諾を得た者、出版権の設定を受けた者、その複製許諾を得た者によって作成され、頒布された場合

Q3 図書館のコピーサービスは、著作物の一部分を複製できると聞いたが、「一部分」とはどの範囲か？雑誌等の定期刊行物の場合も同じか？

- ④ 利用者の求めに応じて、その調査研究の用に供するために、すでに公表されている著作物の**一部分**を一人につき一部提供する場合

### ○著作権法第三十一条第一項第一号

一 図書館等の**利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分**(国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物(次項及び次条第二項において「国等の周知目的資料」という。))その他の著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして**政令で定めるもの**に**あっては、その全部**)の複製物を一人につき一部提供する場合

- 「一部分」について
  - ・ 「一部分(※『図書館等の複製及び公衆送信ガイドライン』参照)  
⇒ **各著作物の2分の1を越えない範囲**
- 「雑誌等の定期刊行物の場合」について
  - ・ 「政令で定めるもの(※著作権法施行令第一条の四)」(※スライド28参照)  
⇒ 第二号「発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物」に該当
  - ・ 『図書館等の複製及び公衆送信ガイドライン』(「6 全部利用が可能な著作物」)  
⇒ 日刊、週刊、月刊、隔月刊：**次号が発行されるまでの期間**  
⇒ 3か月以上の刊行頻度の場合：**当該刊行物の発行後3か月までの期間**

## 『図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン』

### 5 対象となる著作物の範囲

#### (3)「一部分」の意義

複製サービス、公衆送信サービスともに、**各著作物の2分の1を超えない範囲**

### 6 全部利用が可能な著作物

#### (3)発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物

##### ア 複製サービス

通常の販売経路において、当該定期刊行物の入手が可能な期間を意味し、原則として次のように取り扱います。

- ・日刊、週刊、月刊、隔月刊の場合

**次号が発行されるまでの期間**

- ・3か月以上の刊行頻度の場合(上記の刊行物で予定通りに発行されない場合を含む)

**当該刊行物の発行後3か月までの期間**

なお、複数の著作物が掲載されている定期刊行物において、**個々の著作物は、それぞれ全部を利用可能であるとしても、合わせて当該定期刊行物の全部を利用することはできません**。このような定期刊行物はその全体に対して原則として編集著作物性が認められるものであり、その一部分を利用範囲の上限とします。

○著作権法施行令(著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある著作物)第一条の四 法第三十一条第一項第一号の政令で定める著作物は、次に掲げるものとする。

一 国等の周知目的資料

二号:令和3年の著作権法改正前は、著作権法第三十一条第1項第一号の中に記載

二 発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物

三 言語の著作物(定期刊行物に掲載された個々の著作物を除く。)であつて、その全部が図書館資料の見開き面(紙の図書館資料にあつては当該図書館資料を開いたときに一覧することができる二枚の紙から成る面をいい、紙以外の図書館資料にあつてはこの面に相当するものとして文部科学省令で定める当該図書館資料の一部分をいう。以下この号及び次条第三号において同じ。)の一又は連続する二の見開き面に掲載されているもの

三号:令和6年の著作権法施行令改正で追加

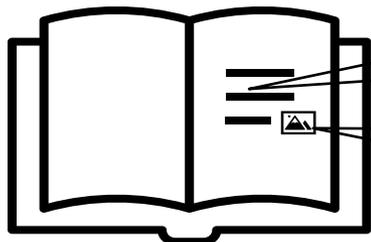
四 美術の著作物等(美術の著作物、図形の著作物又は写真の著作物をいう。以下この号及び次条第三号において同じ。)であつて、法第三十一条第一項第一号の規定によりこの号の規定の適用がないものとした場合に提供されることとなる著作物の一部分(以下この号において「著作物の一部分」という。)の複製を行うに当たつて、当該著作物の一部分と一体のものとして図書館資料に掲載されていることにより、当該著作物の一部分に付随して複製されることとなるもの(当該美術の著作物等及び当該著作物の一部分から成る資料に占める当該美術の著作物等の割合、当該資料を用いて作成された複製物における当該美術の著作物等の表示の精度その他の要素に照らし、当該複製物において当該美術の著作物等が軽微な構成部分となる場合における当該美術の著作物等に限る。)

◎利用者から複写申込のあった対象著作物

法第三十一条第一項第一号の規定によりこの号の規定の適用がないものとした場合に提供されることとなる著作物

◎全部の複写が可能な著作物

当該著作物の一部分と一体のものとして図書館資料に掲載されていることにより、当該著作物の一部分に付随して複製されることとなるもの



### ② 保存のため必要がある場合

#### 著作権法第31条第1項が定める要件

- ① 国立国会図書館又は政令で定める図書館その他の施設(＝**図書館等**)であること
- ② **「営利」を目的としない**事業として行われる複製であること
- ③ その図書館等が**所蔵している資料**を複製すること
- ④ 次のいずれかの場合であること

1号:利用者の求めに応じて、その調査研究の用に供するために、すでに公表されている著作物の一部分(国等の周知目的資料その他の著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものについては、全部でもよい)を一人につき一部提供する場合

2号:所蔵資料の保存のために必要がある場合

3号:他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な所蔵資料(絶版等資料)の複製物を提供する場合

### ② 保存のため必要がある場合

#### 著作権法第31条第1項が定める要件

- ① 国立国会図書館又は政令で定める図書館その他の施設(=図書館等)であること
- ② 「営利」を目的としない事業として行われる複製であること
- ③ その図書館等が所蔵している資料を複製すること
- ④ 次のいずれかの場合であること

1号:利用者の求めに応じて、その調査研究の用に供するために、すでに公表されている著作物の一部分(国等の周知目的資料その他の著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものについては、全部でもよい)を一人につき一部提供する場合

2号:所蔵資料の保存のために必要がある場合

3号:他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な所蔵資料(絶版等資料)の複製物を提供する場合

## 資料保存の必要があると考えられるケース

- ① 所蔵する貴重な稀覯本の損傷・紛失を予防するために完全なコピーをとっておく場合
- ② 所蔵する資料の汚損ページを補完するために複製する場合
- ③ 収蔵スペースの関係で、マイクロ・フィルム等によって縮小複製して保存する場合  
(※この場合は、原資料を廃棄することが条件と解される。)

★ 文化審議会著作権分科会(法制・基本問題小委員会)において、アーカイブの利活用の促進に係る著作権制度上の課題について検討し、下記について解釈を明確化しました。

### 『文化審議会著作権分科会報告書』(平成29年4月)

#### 「4章著作物等のアーカイブの利活用促進」

「…現に損傷している資料の保存のみならず、今後劣化していく貴重な資料を可能な限り良好な状態で記録し保存しておく場合も含むものと解されるべきである。」

「…美術の著作物の原本のような代替性のない貴重な所蔵資料や絶版等の理由により一般に入手することが困難な貴重な所蔵資料について、損傷等が始まる前の良好な状態で後世に当該資料の記録を継承するために複製することは、法第31条第1項第2号により認められると解することが妥当である。」

「…記録技術・媒体の旧式化により作品の閲覧が事実上不可能となる場合に、新しい媒体への移替えのために複製を行うことも可能であると解せられる。」

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/h2904\\_shingi\\_hokokusho.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/h2904_shingi_hokokusho.pdf)

## 考えてみましょう

- Q1 所有している貴重図書の傷みが激しいので、電子化して保存したいと考えているが、著作権の問題はあるか？
- Q2 新聞の縮刷版などが販売されており、新聞記事が入手可能な場合、新聞をマイクロフィルム化することは問題はあるか？
- Q3 すでに保存用の資料があるが、閲覧用として1部コピーをとっても良いか？

Q1 所蔵している貴重図書の傷みが激しいので、電子化して保存したいと考えているが、著作権の問題はあるか？

【 】 ①に該当すると考えられる。全部の複製が可能。

Q2 新聞の縮刷版などが販売されており、入手可能なコピーが存在する場合、その新聞をマイクロフィルム化することは問題はあるか？

【 】 代替可能なため、保存のため必要がある場合には該当しない。許諾が必要。

Q3 すでに保存用の資料があるが、閲覧用として1部コピーをとっても良いか？

【 】 保存のため必要がある場合には該当しない。許諾が必要。

## ③ 他の図書館等の求めに応じて絶版等資料の複製物を提供する場合

### 著作権法第31条第1項が定める要件

- ① 国立国会図書館又は政令で定める図書館その他の施設(＝**図書館等**)であること
- ② **「営利」を目的としない**事業として行われる複製であること
- ③ その図書館等が**所蔵している資料**を**複製**すること
- ④ 次のいずれかの場合であること

1号:利用者の求めに応じて、その調査研究の用に供するために、すでに公表されている著作物の一部分(国等の周知目的資料その他の著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものについては、全部でもよい)を一人につき一部提供する場合

2号:所蔵資料の保存のために必要がある場合

3号:他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な所蔵資料(絶版等資料)の複製物を提供する場合

## ③ 他の図書館等の求めに応じて絶版等資料の複製物を提供する場合

### 著作権法第31条第1項が定める要件

- ① 国立国会図書館又は政令で定める図書館その他の施設(= **図書館等**)であること
- ② **「営利」を目的としない**事業として行われる複製であること
- ③ その図書館等が**所蔵している資料**を**複製**すること
- ④ 次のいずれかの場合であること

1号:利用者の求めに応じて、その調査研究の用に供するために、すでに公表されている著作物の一部分(国等の周知目的資料その他の著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものについては、全部でもよい)を一人につき一部提供する場合

2号:所蔵資料の保存のために必要がある場合

3号:**他の図書館等の求めに応じ**、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な所蔵資料(**絶版等資料**)の複製物を提供する場合

## 考えてみましょう

- Q1 著作権法第31条の適用がない企業図書館から一般に入手することが困難な所蔵資料の依頼で、著作権者の複製物を提供できるか？
- Q2 一般に入手することが困難な所蔵資料を依頼した図書館等が、当該資料を借り受けて自ら複製することは可能か？
- Q3 価格が高額で購入が難しい資料があり、当該資料を所蔵している図書館に、一般に入手することが困難な所蔵資料として複製物を提供してもらうことは可能か？

# “ 図書館等が複製できる3つの場面 ”

③他の図書館等の求めに応じて絶版等資料の複製物を提供する場合

Q1 著作権法第31条の適用がない企業図書館から一般に入手することが困難な所蔵資料の依頼で、著作権者の複製物を提供できるか？

「政令で定める図書館等からの依頼」であること

【 】 著作権法31条の適用のない企業図書館等からの依頼

Q2 一般に入手することが困難な所蔵資料を依頼した図書館等が、当該資料を借り受けて自ら複製することは可能か？

複製主体は、「依頼された図書館等(政令で定める図書館等)」であること

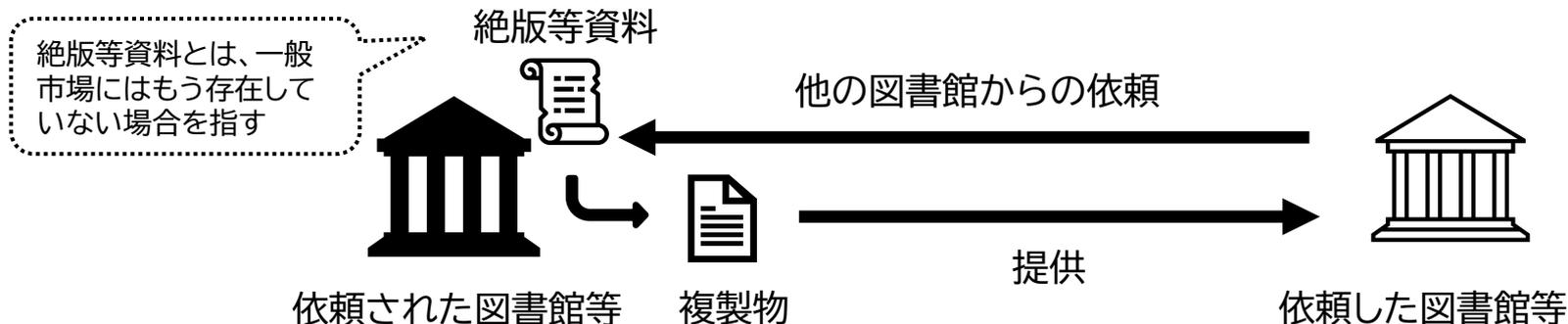
【 】 依頼した図書館等が絶版等資料を借り受けて自ら複製

Q3 価格が高額で購入が難しい資料があり、当該資料を所蔵している図書館に、一般に入手することが困難な所蔵資料として複製物を提供してもらうことは可能か？

複製できる資料は、「絶版等資料に限られる」こと

【 】 資料の価格が高額であること

【 】 入手に時間を要すること



# 講義内容

## 1. 図書館等における複製

(1)「図書館等」の要件

(2)複製できる3つの場面

## 2. 特定図書館等における公衆送信

(1)公衆送信サービス

(2)図書館等公衆送信補償金制度

## 3. 国立国会図書館に認められている行為

(1)納本資料の電子化

(2)他の図書館等向けの絶版等資料の送信

(3)個人向けの絶版等資料の送信サービス

# 特定図書館等における公衆送信

## 特定図書館等による所蔵資料のインターネット送信

○著作権法第三十一条第二項、第四項、第五項

2 特定図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該特定図書館等の利用者(中略)の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分((中略)政令で定めるものにあつては、その全部)について、次に掲げる行為を行うことができる。(中略)。

- 一 図書館資料を用いて次号の公衆送信のために必要な複製を行うこと。
- 二 図書館資料の原本又は複製物を用いて公衆送信を行うこと(中略)。

4 第二項の規定により公衆送信された著作物を受信した特定図書館等の利用者は、その調査研究の用に供するために必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができる。

5 第二項の規定により著作物の公衆送信を行う場合には、第三項に規定する特定図書館等を設置する者は、相当な額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

- ・ 令和3年の著作権法改正により創設された図書館関係の権利制限規定(令和5年6月1日施行)。
- ・ 一定の要件を満たした図書館等(特定図書館等)が、利用者の調査研究の用に供するため、図書館資料を用いて、権利者の個別の許諾を要することなく、著作物の一部分(政令で定める場合には全部)を利用者にインターネット送信することができる。
- ・ 公衆送信を行う場合には、図書館等の設置者が権利者に補償金を支払う必要がある。
- ・ 補償金を受ける権利は、文化庁長官が指定する団体(指定管理団体)のみが行使できるため、その指定管理団体が補償金の收受・分配を行う。



# 特定図書館等における公衆送信

## 特定図書館等の要件

### ○著作権法第三十一条第三項

- 3 前項に規定する特定図書館等とは、<sup>①</sup>図書館等であつて<sup>②</sup>次に掲げる要件を備えるものをいう。
- 一 前項の規定による公衆送信に関する業務を適正に実施するための責任者が置かれていること。
  - 二 前項の規定による公衆送信に関する業務に従事する職員に対し、当該業務を適正に実施するための研修を行つていること。
  - 三 利用者情報を適切に管理するために必要な措置を講じていること。
  - 四 前項の規定による公衆送信のために作成された電磁的記録に係る情報が同項に定める目的以外の目的のために利用されることを防止し、又は抑止するために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講じていること。
  - 五 前各号に掲げるもののほか、前項の規定による公衆送信に関する業務を適正に実施するために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講じていること。

#### ① 図書館等であること（※スライド8-11参照）

- ・ 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの

#### ② 次の要件を具備すること（※次項『図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン』参照）

- ・ 責任者の配置
- ・ 職員への研修の実施
- ・ 利用者情報の管理
- ・ 公衆送信する情報の流出防止・抑止措置（著作権法施行規則第二条の四：公衆送信のために作成された電磁的記録の作成、送信、破棄に係る事項を定める）

※指定補償金管理団体(SARLIB)に特定図書館の登録申し込みが必要

# 特定図書館等における公衆送信

## 『図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン』

### 9 特定図書館等の要件(法第31条第3項)

#### (1) 責任者(第1号)

責任者は、図書館等の館長または公衆送信に関する業務の適正な実施に責任を持つ職員のうちから館長が指名する者

#### (2) 研修項目、実施方法等(第2号)

##### ア 研修項目

著作権法、本ガイドライン及び補償金制度に関する内容

##### イ 実施方法

各特定図書館等の責任者を中心に、各特定図書館等の責任において、公衆送信サービスに係る実質的な判断に携わる職員に対して研修を定期的に実施

#### (3) 利用者情報の適切な管理(第3号)

各特定図書館等は公衆送信サービスに係る内部規定を定める。

- ① 個人情報の取得方法(本人確認の方法)
- ② 取得する個人情報の内容(氏名、住所、電話、またはEメールアドレス)
- ③ 取得した個人情報の管理(セキュリティ)
- ④ 取得した個人情報の更新(利用者に更新を求める・更新の手段を提供している等)

#### (4) データの目的外利用を防止し、又は抑止するための措置の内容(第4号)

各特定図書館等は公衆送信サービスに係る内部規定を定める。

- ① 電子データの作成に係ること(ヘッダーに利用者ID、フッター部分にデータ作成館・作成日挿入)
- ② 電子データの送信に係ること(誤送信の防止に向けた対策等)
- ③ 電子データの破棄に係ること(保存期間等)

# 特定図書館等における公衆送信

## 公衆送信対象の著作物の範囲

### ○著作権法第三十一条第二項

2 特定図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該特定図書館等の利用者(中略)の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(国等の周知目的資料その他の著作物の全部の公衆送信が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものにあつては、その全部)について、次に掲げる行為を行うことができる。ただし、当該著作物の種類(中略)及び用途並びに当該特定図書館等が行う公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 「公表された著作物の一部分」(※スライド25、26参照)  
⇒各著作物の2分の1を越えない範囲
- 「全部=政令(※著作権法施行令第一条の五)で定めるもの」(※『図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン』より)
  - ・ 国等の周知目的資料
  - ・ 発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物  
⇒発行後1年間(新聞は次号が発行されるまでの期間)
  - ・ 言語の著作物であつて、その全部が図書館資料の見開き面の一又は連続する二の見開き面に掲載されているもの  
⇒『図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン』の「(5)分量の少ない著作物」「(6)漫画の著作物」参照
  - ・ 美術、図形、写真の著作物で、利用対象の著作物と一体となっており、その一部分に付随して複製され又は公衆送信されることとなるもの『図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン』の「(4)美術の著作物等」参照  
⇒ 原則は解像度200dpiとして複製可  
⇒ 200dpiでは劣化等に事情で調査研究の用に供することが困難な場合は300dpi程度を上限(目的外利用を防止する措置を講じること)
- ★ 利用対象外となる図書館資料
  - ・ 法第31条第2項の「ただし書き」に該当するものとして、SARLIBから各特定図書館等に対し除外資料として指定されたもの
  - ・ 楽譜、地図、写真集、画集の出版物(各特定図書館等での分類基準等による)
  - ・ その他(発行後相当期間経過前の定期刊行物、各特定図書館等において公衆送信することが不相当と認めた資料)

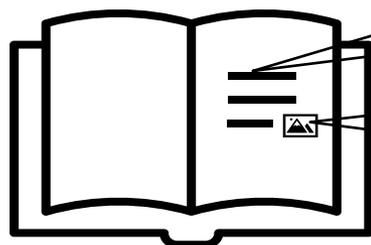
複製は「次号が発行されるまで」又は「発行後3か月まで」

# 特定図書館等における公衆送信

○著作権法施行令(著作物の全部の公衆送信が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある著作物)

第一条の五 法第三十一条第二項の政令で定める著作物は、次に掲げるものとする。

- 一 国等の周知目的資料
- 二 発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物
- 三 言語の著作物(定期刊行物に掲載された個々の著作物を除く。)であつて、その全部が図書館資料の見開き面の一又は連続する二の見開き面に掲載されているもの
- 四 美術の著作物等であつて、法第三十一条第二項の規定によりこの号の規定の適用がないものとした場合に公衆送信されることとなる著作物の一部分(以下この号において「著作物の一部分」という。)の複製又は公衆送信を行うに当たつて、当該著作物の一部分と一体のものとして図書館資料に掲載されていることにより、当該著作物の一部分に付随して複製され又は公衆送信されることとなるもの(当該美術の著作物等及び当該著作物の一部分から成る資料に占める当該美術の著作物等の割合、当該資料又はその複製物を用いた公衆送信を受信して表示されるものにおける当該美術の著作物等の表示の精度その他の要素に照らし、当該公衆送信により受信されるものにおいて当該美術の著作物等が軽微な構成部分となる場合における当該美術の著作物等に限る。)



◎利用者から送信申込のあった対象著作物  
法第三十一条第二項の規定によりこの号の規定の適用がないものとした場合に公衆送信されることとなる著作物

◎全部の複製・公衆送信が可能な著作物  
当該著作物の一部分と一体のものとして図書館資料に掲載されていることにより、当該著作物の一部分に付随して複製され又は公衆送信されることとなるもの

# 特定図書館等における公衆送信

## 『図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン』

### ◎「著作物の一部分」(ガイドライン5-(3))

「著作物の一部分」の範囲については、複製・公衆送信ともに「**各著作物の2分の1を越えない範囲**」

### ◎全部利用が可能な著作物(ガイドライン)

(国等の周知目的資料 / 発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物 / 美術の著作物等 / 分量の少ない著作物 / 漫画の著作物) などは、一定の条件下で全部利用が可能

#### 【発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物】

複製サービスの場合、日刊・週刊・月刊・隔月刊のものは次号が発行されるまで、3カ月以上の刊行頻度のものは発行後3カ月までの期間を指す。**公衆送信サービスの場合、発行後1年間(ただし、新聞は次号が発行されるまでの期間)を指す。**

### ◎利用対象外となる図書館資料(ガイドライン7)

ガイドラインにおいて公衆送信サービスの**対象外となる資料**として、以下を明記

- ・法第31条第2項「ただし書」に該当するものとして、**SARLIBから各特定図書館等に対し除外資料として指定されたもの**
- ・**楽譜の出版物**(各特定図書館等での分類基準等による)
- ・**地図の出版物**(各特定図書館等での分類基準等による)
- ・**写真集、画集**(各特定図書館等での分類基準等による)
- ・その他、**発行後相当期間経過前の定期刊行物及び各特定図書館等において公衆送信を行うことが不適当と認められた資料**

### ◎送信データの不正拡散防止(ガイドライン8)

公衆送信されたデータがそれを受信した利用者により目的外で拡散されないよう、利用者に対して、利用規約を相当な方法により説明するとともに、不正拡散の防止等について定めた利用規約への同意を求めなければならない。

### ◎送信する電子ファイルに対して講じる措置(ガイドライン8-(2))

全頁ヘッダー部分に、利用者ID(貸出カードの番号等)を挿入

全頁フッター部分に、データ作成館名、データ作成日を挿入

※ただし、今後の技術的進展等の環境変化に応じて、追加措置の導入を検討

# 特定図書館等における公衆送信

## 補償金額の概要

### ○著作権法第三十一条第五項

5 第二項の規定により著作物の公衆送信を行う場合には、第三項に規定する特定図書館等を設置する者は、**相当な額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。**

### ■ 補償金算定式

#### ●新聞

1頁あたり500円 2頁目以降1頁ごとに100円

#### ●定期刊行物(雑誌を含む)

1頁あたり500円 2頁目以降1頁ごとに100円

#### ●本体価格が明示されている図書

本体価格/総頁数×公衆送信を行う頁数×係数10 ※1回の申請は500円から受け付ける

#### ●上記以外(本体価格不明図書・脚本/台本含む限定頒布出版物・海外出版物等)

1頁当たり100円 ※1回の申請は500円から受け付ける

### ■ 補償金額の算出根拠

日本国内において提供されている類似サービスに係る規程や使用料額(単価)をもとに算出

### ■ 定期的な見直し

3年経過毎に、検討を加え、必要な措置を講じる

※ただし、事情変更により特別の必要が生じた時は、3年経過前に必要な措置を講ずる

# 特定図書館等における公衆送信

## 指定管理団体「一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会」(SARLIB)

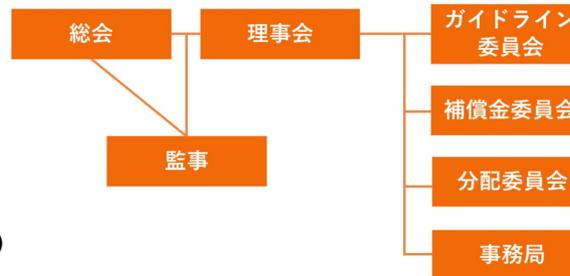
図書館等公衆送信補償金制度において、補償金額の確定(文化庁長官の認可が必要)、補償金の徴収・分配を行う団体。著作権法第104条の10の2第1項の「図書館等公衆送信補償金を受ける権利を行使する団体」として、2022年11月7日に文化庁長官より指定を受けました。

令和7年1月22日より、SARLIBによる特定図書館の登録及び利用報告の受付が開始されました。

### 協会の概要

## 一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会

略称：SARLIB(サーリーブ)  
 英名：Society for Administration of Remuneration for Public Transmission by Libraries or Similar Facilities  
 設立：2022年9月5日設立  
 代表理事：上野 達弘(早稲田大学法学学術院教授)



### 〔目的・事業〕

著作権者及び第二号出版権者(以下、総称して「権利者」という。)のために、図書館等公衆送信補償金を受ける権利又は複製権等の許諾権を行使し権利者に分配することによって、図書館等における著作物等の利用の円滑化を図ることを目的とし、その目的達成のために下記の事業を行う。

- (1) 著作権法第104条の10の4第1項に基づき文化庁長官に認可を求める補償金の額の決定、徴収及び分配その他補償金を受ける権利の行使に関すること
- (2) 著作権又は著作隣接権の管理業務に関すること
- (3) 著作権制度の普及啓発及び調査研究
- (4) 著作物の創作の振興及び普及
- (5) 著作権及び著作隣接権の保護に関する国際協力
- (6) 図書館等における著作物等の利用に関する調査研究
- (7) 上記各項に掲げるもののほか、当法人の目的を達成するために必要な事業

### 社員団体一覧

- 一般社団法人 新聞著作権管理協会
- 一般社団法人 学術著作権協会
- 一般社団法人 日本音楽著作権協会
- 公益社団法人 日本文藝家協会
- 公益社団法人 日本漫画家協会
- 一般社団法人 日本美術著作権連合
- 一般社団法人 日本写真著作権協会
- 一般社団法人 日本書籍出版協会
- 一般社団法人 日本雑誌協会
- 一般社団法人 自然科学書協会
- 一般社団法人 出版梓会
- 一般社団法人 デジタル出版者連盟
- 一般社団法人 日本医書出版協会
- 一般社団法人 日本楽譜出版協会

(2025年8月時点)

# 講義内容

## 1. 図書館等における複製

(1)「図書館等」の要件

(2)複製できる3つの場面

## 2. 特定図書館等における公衆送信

(1)公衆送信サービス

(2)図書館等公衆送信補償金制度

## 3. 国立国会図書館に認められている行為

(1)納本資料の電子化

(2)他の図書館等向けの絶版等資料の送信

(3)個人向けの絶版等資料の送信サービス

### (1) 納本資料の電子化

○著作権法第三十一条第六項

6 第一項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷若しくは汚損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、又は絶版等資料に係る著作物を次項若しくは第八項の規定により自動公衆送信(送信可能化を含む。以下この条において同じ。)に用いるため、電磁的記録を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。

【著作権法第31条第6項創設の背景】

- ・ 国立国会図書館は、法律に基づく納本制度により日本の官庁出版物や民間出版物を網羅的に収集しており、これらの資料自体の保存が大きな使命。
- ・ 国立国会図書館の所蔵資料の中には、すでに劣化、損傷が生じているものがあり、良好な状態での資料の保存が課題とされていたために、本規定を創設。
- ・ 本規定により、国立国会図書館は、所蔵資料を納本直後であっても権利者の許諾なく電子化することが可能。



### 【ポイント】

- ✓ 複製を行えるのは、原本の滅失、損傷又は汚損を避けるために原本に代えて公衆の利用に供するためにデジタル化する場合  
⇒ 原則として原本が利用されることは想定されていない。
- ✓ 「必要と認められる限度」  
⇒ 複数のデジタル複製物を作成する際には、その必要性について慎重に検討。
- ✓ 第31条第1項第2号「図書館資料の保存のため必要がある場合」の複製との違い  
⇒ 第31条第1項第2号：その他の図書館等においても、資料が良好な状態であっても複製が認められるケースがあるが、その場合は一般に入手困難な資料に限定されている。そのため、現在市場に流通している資料を良好な状態で保存のため複製することはできないと解される。  
⇒ 第31条第6項：では、国立国会図書館が所蔵する資料であれば、現在市場で流通している資料であっても、納本後直ちに複製することが可能。

## (2)他の図書館等向けの絶版等資料の送信

※外国の図書館にも送信可能(平成30年改正)

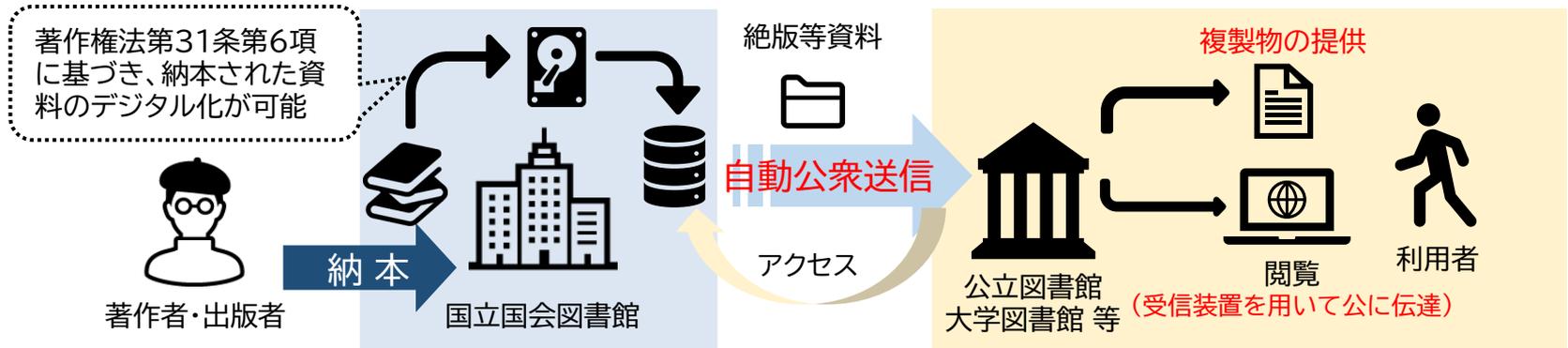
○著作権法第三十一条第七項

7 国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等又はこれに類する外国の施設で政令で定めるものにおいて公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、次に掲げる行為を行うことができる。

- 一 当該図書館等の利用者の求めに応じ、当該利用者が自ら利用するために必要と認められる限度において、自動公衆送信された当該著作物の複製物を作成し、当該複製物を提供すること。
- 二 自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること(当該著作物の伝達を受ける者から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。第九項第二号及び第三十八条において同じ。)を受けない場合に限る。)

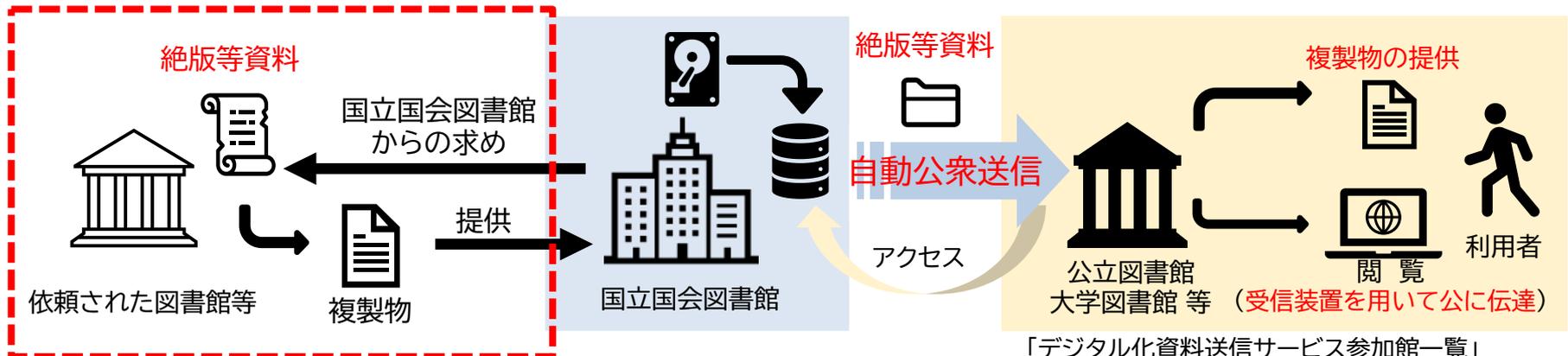
第六項：納本資料の電子化

国立国会図書館は、絶版等資料について、当該資料の複製物を図書館等に送信することができる。



### 【ポイント】

- ✓ 国立国会図書館は、他の図書館等(政令で定められた施設)に所蔵資料をインターネット送信することが可能。
- ✓ 送信される資料は、絶版等の理由により一般に入手困難な資料に限定。
- ✓ 送信先図書館において、複製サービスを提供できる。
- ✓ 国立国会図書館から送信された著作物を受信装置を用いて公に伝達することも可能(伝達を受ける者から料金を受けないこと)。
- ✓ 国立国会図書館が、国立国会図書館以外の図書館等がデジタル化した絶版等資料の提供を受け、それを図書館送信サービスによって他の図書館等に送信することは可能。  
(平成26年度文化審議会著作権分科会において解釈を明確化)



「デジタル化資料送信サービス参加館一覧」  
<http://dl.ndl.go.jp/ja/soshin.librarylist.html>

## 「絶版等資料」の定義・運用

### 著作権法上の定義

「絶版等資料」は「**絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料**」(第31条第1項第3号)と定義。「絶版」はあくまで例示であり、現に「**一般に入手することが困難**」と言えるかどうかによって判断。

### 関係者間協議に基づく運用

送信する資料やサービスの態様については、国立国会図書館が関係団体と協議して決定。

『国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項』(平成24年12月10日)

#### ✓ 送信対象資料

国立国会図書館のデジタル化資料のうち、**入手困難な資料とする。**

入手困難な資料とは、**流通在庫(出版者、書店等の市場)がなく、かつ商業的に電子配信されていない等、一般的に図書館等において購入が困難である資料とする。**ただし、**オンデマンド出版されている資料及び電子書籍として流通している資料は、現に商業的に流通している事実を踏まえ、入手可能なものとして扱う。**

(※漫画、商業雑誌、出版されている博士論文等については、取扱いを留保(送信しない))

#### ✓ 除外手続(送信対象を「絶版等資料」のみに限定するための手続)

1. 国立国会図書館による入手可能性調査(対象リストと各目録等を突合し入手可能なものを除外)
2. 事前除外手続(送信対象候補リストを公表し、著作権者、出版社等に照会)
3. 事後除外手続(追加的に送信対象から除外する必要性が生じた場合のオプトアウト)

2.や3.で出版社等から除外申出があった場合、以下のいずれかを満たす場合に送信対象資料から除外される。

- (ア)市場で流通している場合(おおむね3か月を目安として流通予定である場合を含む)
- (イ)著作権が著作権等管理事業者により管理されている場合
- (ウ)著作者から送信停止要請があった場合(人格的理由)
- (エ)経済的理由以外の正当な理由(人権侵害、個人情報保護等)がある場合

### (3)個人向けの絶版等資料の送信サービス

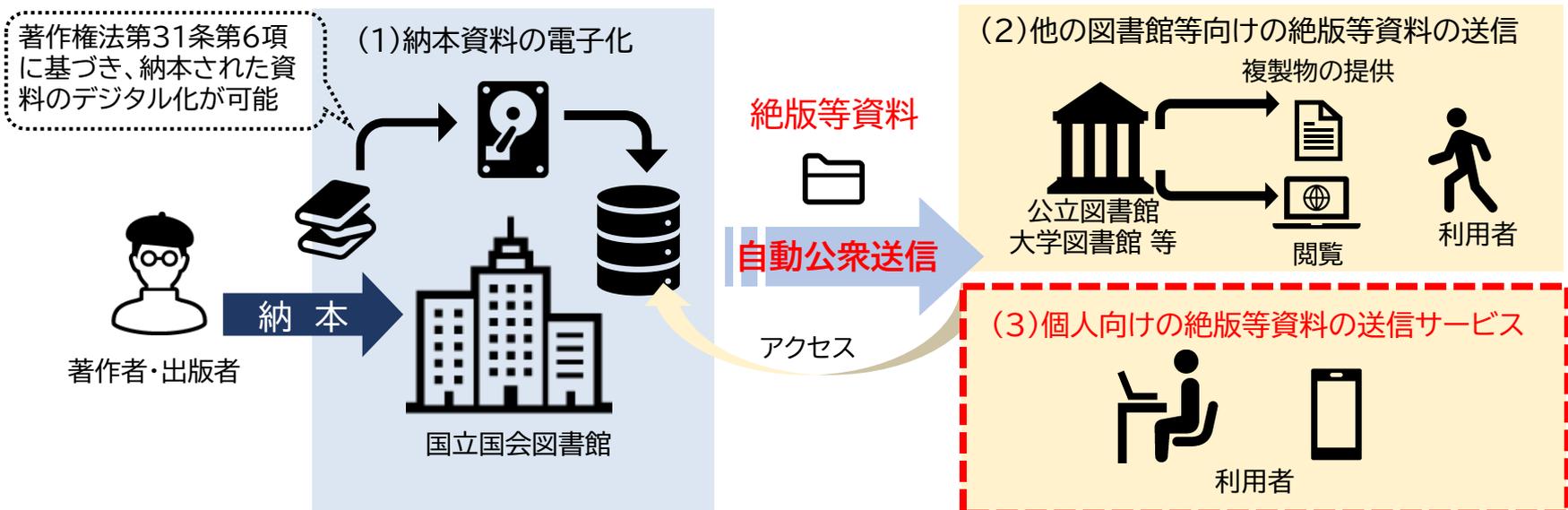
第六項：納本資料の電子化

○著作権法第31条第8項

8 国立国会図書館は、次に掲げる要件を満たすときは、特定絶版等資料に係る著作物について、第六項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて、自動公衆送信(当該自動公衆送信を受信して行う当該著作物のデジタル方式の複製を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。以下この項及び次項において同じ。)を行うことができる。

- 一 当該自動公衆送信が、当該著作物をあらかじめ国立国会図書館に利用者情報を登録している者(次号において「事前登録者」という。)の用に供することを目的とするものであること。
- 二 当該自動公衆送信を受信しようとする者が当該自動公衆送信を受信する際に事前登録者であることを識別するための措置を講じていること

○ 令和3年の著作権法改正により、国立国会図書館が、事前登録した利用者に対して、デジタル化した絶版等資料のデータを直接送信できるようになった(2022年5月19日サービス開始)



○著作権法第三十一条第九項～十一項

【利用者ができること】

9 前項の規定による自動公衆送信を受信した者は、次に掲げる行為を行うことができる。

- 一 自動公衆送信された当該著作物を自ら利用するために必要と認められる限度において複製すること。
- 二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件に従って、自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること。
  - イ 個人的に又は家庭内において当該著作物が閲覧される場合の表示の大きさと同等のものとして政令で定める大きさ以下の大きさで表示する場合営利を目的とせず、かつ、当該著作物の伝達を受ける者から料金を受けずに行うこと。
  - ロ イに掲げる場合以外の場合 公共の用に供される施設であつて、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人が設置するものうち、自動公衆送信された著作物の公の伝達を適正に行うために必要な法に関する知識を有する職員が置かれているものにおいて、営利を目的とせず、かつ、当該著作物の伝達を受ける者から料金を受けずに行うこと。

映像面の対角線のうちいずれか長い方の長さが254cmメートル

【特定絶版等資料の定義と疎明資料】

10 第八項の特定絶版等資料とは、第六項の規定により記録媒体に記録された著作物に係る絶版等資料のうち、著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者の申出を受けて、国立国会図書館の館長が当該申出のあつた日から起算して三月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いと認めた資料を除いたものをいう。

11 前項の申出は、国立国会図書館の館長に対し、当該申出に係る絶版等資料が当該申出のあつた日から起算して三月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いことを疎明する資料を添えて行うものとする。

【ポイント】

- ✓ 利用者側では、自分で利用するために必要な複製(プリントアウト)や、非営利・無料等の要件の下での公の伝達(ディスプレイなどを用いて公衆に見せること)ができる。(著作権法第三十一条第九項)
- ✓ 国立国会図書館が、特定絶版等資料(3か月以内に復刻等の予定があるものを除く)のデータを、事前登録した利用者(ID・パスワードで管理)に対して、直接送信できる。(著作権法第三十一条第八項)

- 各権利者団体、図書館関係者、有識者による「国立国会図書館による入手困難資料の個人送信に関する関係者協議会」における合意

『国立国会図書館のデジタル化資料の個人送信に関する合意文書』(令和3年12月3日)

## 1 本件サービスにおいて送信対象となる資料の範囲

本件サービスにおいて送信対象となる資料は、特定絶版等資料のうち、「国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項」(資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会)(平成 24 年国図電 1212041 号)の「2 国立国会図書館からの送信対象となる資料の範囲」に定める範囲内の資料とする。

## 2 本件サービスの提供方法

### (1) 本件サービスの提供対象者

本件サービスの提供対象者は、国立国会図書館における現行の登録利用者制度による事前の利用者登録を行った者(以下「登録利用者」という。)とする。なお、海外在住者に対する本件サービスの提供については、その適法性を担保する方策を含め引き続き対応を検討する。

## 4 その他

- (1) 利用統計の公表 国立国会図書館は、個人を特定しない形で本件サービスの利用状況を公表する。
- (2) 大学図書館・公共図書館等が保有する絶版等資料の取扱い 大学図書館・公共図書館等の各図書館等は、国民の情報アクセスを確保する観点から、国立国会図書館及び文化庁・文部科学省からの依頼に応じて、国立国会図書館への積極的な絶版等資料の提供に努めることが望ましい。

[https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/kojinsoshin\\_agreement.pdf](https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/kojinsoshin_agreement.pdf)